

○公的研究費に係る事務取扱に関する内規

平成7年3月28日
制定

(目的)

第1条 この内規は、拓殖大学(以下「本学」という。)における、公的研究費に係る事務取扱に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠等)

第2条 公的研究費に係る事務取扱については、公的研究費関係規程等の法令に準拠するほか、この内規による。

(業務分担)

第3条 公的研究費の事務取扱等を円滑に行うため、部署ごとに業務分担を定める。

総務課

- (1) 公文書等の收受及び保管に関すること。
- (2) 文部科学省等への(又は、からの)照会等に関すること。

研究支援課、八王子学務課

- (1) 申請対象者に対する案内及び説明会に関すること。
- (2) 申請者への申請書類等の配布、回収及び保管に関すること。
- (3) 申請書類等における記載事項の事務的な点検に関すること。
- (4) 文部科学省等からの通知に対する申請者への連絡に関すること。
- (5) 使用における説明並びに助言に関すること。

ア 収支簿等への記載の確認

イ 支出状況の確認

ウ 使用方法の確認

エ 関係書類の整理、保管

- (6) 公的研究費に係る誓約書に関すること。
- (7) その他学内における調整に関すること。

経理課

- (1) 受領に関すること。
- (2) 経理事務における助言等に関すること。
 - ア 金銭の出納及び管理
 - イ 証憑類の整理、保管

人事課

- (1) 出張旅費計算に関すること。
- (2) 謝金等の所得税処理に関すること。

管財課、八王子総務課

- (1) 設備備品等の調達に関すること。(書類の作成、徴収を含む。)
- (2) 寄付された設備備品等の登録及び管理等に関すること。
- (3) 調達に係わる業者誓約に関すること。

図書課、八王子図書課

- (1) 寄付された図書等の登録及び管理等に関すること。
- (2) 研究成果報告書(冊子体)の管理及び収集等に関すること。

(利子)

第4条 公的研究費に関して生じた利子は大学に譲渡するものとする。

(監査)

第5条 公的研究費の適正な使用を維持するため内部監査を行うものとする。

(読み替え)

第6条 公的研究費関係規程等の法令に改廃等があった場合、当該箇所について読み替えるものとする。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事長が決定する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和8年5月1日から施行する。